

【英文要旨】

“Attaining Buddhahood through the *Abhiṣeka* Ritual”
(*kanjō jōbutsu*) in the *Rishukyō hiketsu shō*

KAMEYAMA Takahiko

In the recent years, scholars of Japanese religion and Buddhism such as Yasurō Abe (阿部泰郎), Lucia Dolce, Ikuyo Matsumoto (松本郁代), and Toyoo Ogawa (小川豊生) have energetically researched the esoteric ritual texts transmitted in the Shingon and Tendai Buddhist traditions since the medieval period. Through their research they have pointed out that these texts include not only detailed explanations of the procedures of each ritual, but also a wide variety of exegeses significantly different from those of contemporary Shingon and Tendai Buddhist monks. Following the method of the afore-mentioned scholars, in this paper the author discusses the unique exegeses of the esoteric rituals transmitted by Shingon Buddhist monks during the Kamakura and Muromachi periods. Specifically, I examine the *Rishukyō hiketsu shō* (理趣經秘決鈔, *Compendium of the Secret Teachings of the Rishu-kyō*) written by Dōhō (道寶, 1214–1281), a mid-Kamakura monk of Kajūji-temple (勸修寺), and reveal its exegesis concerning *abhiṣeka*. I also point out that esoteric physiological and embryological discourse plays a pivotal role in the formation of this exegesis concerning the *abhiṣeka*.

『密教文化』寄稿規程

第一条 『密教文化』は、日本およびアジア地域などにおける密教の思想や文化を中心として、広く仏教および宗教全般に対する学術研究論文などの掲載発表をもって、密教文化の学術的解明の発展に寄与することを目的とする。

第二条 『密教文化』に寄稿できる者は、次の通りとする。

(1) 密教研究会正会員
(2) 編集委員会が特に依頼した者

第三条 原稿は、原則として四百字詰原稿用紙五十枚以内とする。ただし、編集委員会が認める場合、この限りではない。

第四条 写真、図版等の掲載は、一原稿につき五点までとする。それを上回る数の写真、図版等の掲載を希望する場合、その印刷に要する経費について、編集委員会は寄稿者に請求することができる。

第五条 寄稿された原稿は、完成原稿でなければならぬ。当該原稿は、査読委員会の査読を経て、編集委員会が掲載の可否および掲載の時期、印刷の体裁を決定する。また、編集委員会は、寄稿者に補筆および修正を求めることができる。

第六条 原稿料の支払い、掲載料の徴収は行わない。

第七条 寄稿者には、掲載紙二部および抜版三十部まで贈呈する。

附則
一、本規程は、平成九年六月二十七日から施行する。
二、この規程は、平成十五年十一月二十五日に改正し、平成十六年四月一日から適用する。

付記 寄稿論文には、和文要旨原稿(二百文字から四百文字)を添え、さらに「投稿論文添付用紙」に必要事項を記入の上、ご提出ください。「添付用紙」はインターネットで「密教研究会」のホームページからダウンロード出来ます。

印字原稿を提出の場合、プリントアウトした原稿とデータを保存した電子媒体(FDやCDなど)も同封してください。あるいは、ワープロとPDFの両データをEメールにて送付してください。

編集後記

『密教文化』第三三八号(平成二十八年年度第二冊)をお届けいたします。本号は、本年度の密教研究会学術大会において発表された五本の研究を収録しております。インド大乘仏教、インド密教、中世の日本密教、さらに現代にかんする問題にいたるまで、縦組み二編、

横組み三編からなります。◆本会が加盟する日本学術会議から、全協力学術研究団体のデータベースを一覧できる「学会名鑑」がオンラインにて公開されました(<http://gakkaikai.jp/gakkaikai/control/toppage.jsp>)。◆「密教文化」のバックナンバーは、総合学術電子ジャーナルサイト「STAGE」にて公開中です。ご利用いただけましたら幸いです。

平成二十九年三月二十日印刷
平成二十九年三月二十一日発行

第三三八号

会員 頒布

平成二十八年年度 第二号

和歌山県高野山大学内

編集兼 密教研究会
発行者 会長 奥山直司

電話〇七三六―五六―二九二(一代)
FAX〇七三六―五六―二七四六
郵便番号 六四八―〇二八〇
振替 〇〇九五〇―一四四一七六

印刷所 和歌山県和歌山市梶取一七―二
株式会社ウイング

『金剛頂タントラ』のプダク写本について —経函末部に付された「註釈文」を中心に—

徳重弘志

はじめに

『金剛頂タントラ』(**Vajrasikharamahāguhyayogatantra*)⁽¹⁾とは、『真実撰経』(『初会金剛頂経』)の釈タントラとされているインド中期密教経典である。本経典は、ブッダグフヤ(Buddhaguhya, 8-9世紀頃)が著した『真実撰経』の註釈書である『タントラ義入』(**Tantrārthāvatāra*)に引用されていることから、8世紀後半までには何らかの形態で成立していたと推定されている⁽²⁾。また本経典は、チベット語訳のみが現存しており、その訳者であるカルマヴァジュラ(Karmavajra)⁽³⁾とシヨヌ・ツルティム(gZhon nu tshul khrim)の事績が明らかではないことから、正確な翻訳年代は不明である⁽⁴⁾。

さて、『金剛頂タントラ』の現行のチベット語訳は、内容から判断して、前半部(略:VS I)と後半部(略:VS II)に二分することができる。先行研究では、VS IとVS IIの章名および内容が、不空(705-774)が翻訳あるいは撰述した『金剛頂経瑜伽十八会指帰』⁽⁵⁾(略:『十八会指帰』)の記述と対応することを根拠として、VS Iが『金剛頂経』第三会(略:第三会)に相当し、VS IIが『金剛頂経』第二会(略:第二会)に相当するという説が提唱されている。

ここで問題となるのは、『十八会指帰』に説かれた第二会(VS II)、第三会(VS I)という順序が、『金剛頂タントラ』の現行のチベット語訳のVS I(第三会)、VS II(第二会)という順序とは一致しないことである。先行研究では、この問題については検討されていない。その原因としては、

『金剛頂タントラ』にはインドで撰述された註釈書が存在せず、チベットで撰述された文献にも、この問題を解明する手掛かりが記されていないことが挙げられる。

幸いにも筆者は、『金剛頂タントラ』を含むブダク写本⁽⁶⁾の経函 (vol. 107) の末部に、当該の経函に収録された全經典に対する「註釈文」(略:『経函末註 (107)』)⁽⁷⁾を、このたび見出すことができた。この作者不詳の『経函末註 (107)』は、管見のおよぶ限りでは、ブダク写本以外の諸版には収録されていない⁽⁸⁾。

本稿では、『金剛頂タントラ』に関する先行研究を概観した後、『経函末註(107)』全体の校訂テキストおよび和訳を提示した上で、『経函末註(107)』によって判明した『金剛頂タントラ』に関する新知見を報告したい。

1. 先行研究

先行研究のうち、『金剛頂タントラ』と『十八会指帰』の関係を取り扱ったものとしては、この問題に先鞭をつけた酒井 [1985] と、それを再検討した桜井 [1986] とが挙げられる。両氏は、『十八会指帰』に説かれた第二会と第三会の記述を基盤として、『金剛頂タントラ』に対応箇所が存在するか否かを検証している。議論の前提として、第二会と第三会の内容を整理すると、次のようになる。

第二会⁽⁹⁾

[経題]: 一切如来秘密王瑜伽

[説処]: 色究竟天

[特徴 1]: 四大品を具える。

[特徴 2]: 微細実相の理を説く。

[特徴 3]: 摩醯首羅天を降伏する。摩醯首羅天と金剛菩薩とが、偈頌で応答する。

第三会⁽¹⁰⁾

[経題]: 一切教集瑜伽

[説処]: 法界宮殿

[特徴 1]: 一切如来による 108 個の質問に、金剛薩埵菩薩が返答する。

[特徴 2]: 五部よりなる大マンダラを説く。その五部の中にはそれぞれ五つのマンダラがあり、各々が三十七尊を具えている。

[特徴 3]: 各々の尊格が四印 (大印・三昧耶印・法印・羯磨印) を説く。

[特徴 4]: 各々の成就法を説く。

[特徴 5]: 目的が異なる 125 種の護摩炉を説く。

上記のうち、[説処]に関しては、『金剛頂タントラ』には該当する記述が存在しないため、両氏は考察を行っていない。そのため、第二会と第三会における [経題] と [特徴] のみが、『金剛頂タントラ』との関係を考察する上での手掛かりとなっていた。

まず、第二会との関係について、先行研究を概観する。[経題]に関しては、両氏とも VS II の章名が第二会の経題 (一切如来秘密王瑜伽) と対応することを示唆しているが、見解の相違が存在する。議論の前提として、VS II の各章には、『金剛頂』からの『一切如来秘密王経』 (*rDo rje rtse mo las De bzhin gshegs pa thams cad kyi gsang ba'i mdo sde'i dbang po*) といった名称がほぼ共通して用いられている⁽¹¹⁾。これについて、酒井は、『一切如来秘密王経』が VS II の名称だと判断している⁽¹²⁾。他方、桜井は、VS II は『金剛頂』という文献に由来すると主張している⁽¹³⁾。その上で桜井は、VS I と VS II が成立当初から一つの經典であったとする酒井の見解⁽¹⁴⁾を否定し、VS I と VS II が元々は成立基盤を異にする独立した文献であったと主張している⁽¹⁵⁾。

第二会の [特徴] に関しては、酒井は VS II の各章の概略を示したうえで、VS II と第二会の内容が一致すると主張しているが、[特徴 1]、[特徴 2]、[特徴 3] については詳細な検討を行っていない⁽¹⁶⁾。他方、桜井は、[特徴 3]

については VS II に対応箇所が存在するとした上で、[特徴 1] および [特徴 2] の内容が判然としないことから、第二会の段階で現行の VS II を構成する要素の一部が成立していた可能性は否定しないものの、第二会と現行の VS II とは一致しないと指摘している⁽¹⁷⁾。

続いて、第三会との関係について、先行研究を概観する。[経題] に関しては、両氏とも VS I 全体の末尾に記された、『一切儀軌集大タントラ王』からの (*rTog pa thams cad bsdus pa'i rgyud kyi rgyal po chen po zhes bya ba las*)⁽¹⁸⁾ という記述を根拠として、『一切儀軌集大タントラ王』が VS I の名称だと判断した上で、それが第三会の経題(一切教集瑜伽)と対応することを示唆している⁽¹⁹⁾。

第三会の [特徴] に関しては、両氏とも [特徴 1]、[特徴 2]、[特徴 5] については、説かれている数量に相違が見られるものの、VS I に対応箇所が存在すると指摘している⁽²⁰⁾。その上で酒井は、[特徴 4] についても VS I 第三章に対応箇所が存在するとした上で、VS I と第三会の内容は一致すると主張しているが、[特徴 3] については検討を行っていない⁽²¹⁾。他方、桜井は、[特徴 3] が VS I には説かれていないことや、[特徴 4] の具体的な内容が不明なことを指摘した上で、[特徴 1]、[特徴 2]、[特徴 5] についても詳細な説明がなされていないことから、第三会の段階で現行の VS I を構成する要素の一部が成立していた可能性は否定しないものの、第三会と現行の VS I とは一致しないと指摘している⁽²²⁾。

以上が、先行研究の概略であるが、第二会における [経題]、[説処]、[特徴 1] と、第三会における [経題]、[説処] に対して、筆者は異なる見解を有している。それらに関しては、『経函末註 (107)』の内容検討の際に詳説する。

2. 『金剛頂タントラ』末部の校訂テキストおよび和訳

凡例

- (1) 校訂にあたり、本稿で扱った『経函末註 (107)』はブダク写本にしか現存しないため、基本的にはブダク写本を底本とした。ただし、奥書や引用文等、その他のチベット大蔵経の版本・写本に対応箇所が存在する場合には、それらと校合して適切と思われる読みを採用した⁽²³⁾。なお、『経函末註 (107)』における『金剛頂タントラ』からの引用文に関して、ブダク写本における『金剛頂タントラ』自体とは読みが相違する場合、『経函末註 (107)』を Ph₁、『金剛頂タントラ』を Ph₂ と表記して区別した。また、この校訂テキストに基づいて、和訳を行った。
- (2) 校訂テキストにおける句読の位置などは、原則として底本としたブダク写本に従った。また、略字 (bsdus yig) については、その原型を報告することなく、正規形で示した。
- (3) 校訂テキストにおいては、内容を考察した上で、独自の段落分けを行い、隅付括弧【】内に通番を示した。また、角括弧〔〕内に適切と思われる小見出しを示した。
- (4) 校訂テキストの異読に関する後註においては、各註記の始めに採用する読みを示し、記号〔 〕を挟んでその読みを支持する諸版の略号を示した。また、採用する読みと異読とはコロン (:) で区切り、複数の異読同士はセミコロン (;) で区切った上で、その読みを支持する諸版の略号を示した。
- (5) 和訳においては、亀甲括弧〔 〕内に筆者が補った語句を示した。また、丸括弧 () 内に訳語の原語や言い換えなどを示した。

校訂テキスト

[1] [奥書] (C 314a3-4, D 274a4-5, H 520a3-5, L 153b8-154a1, N 207a4-5, P 301b7-8, Ph 418a6-7, S 178a4-5, U 274a4-6, 『中華大藏經』(甘珠爾): 740)

rDo rje rtse mo zhes bya ba'i rgyud // // rdzogs s-ho⁽²⁴⁾ // //

rgya gar gyi mkhan po rdo rje slob dpon chen po Karma badzra yi⁽²⁵⁾ zhal snga⁽²⁶⁾
nas dang // lo tsha⁽²⁷⁾ ba dge slong gZhon nu⁽²⁸⁾ tshul khriims kyis bsgyur⁽²⁹⁾
cing zhus te gtan la phab⁽³⁰⁾ pa'o // dge'o⁽³¹⁾ // //

[2] [割注] (Ph 418a7)

'di man 'bri mi⁽³²⁾ dgos // ⁽³³⁾

[3] [『経函末註(107)』] (Ph 418a7-419a7)

[3.1] [VŚ II の最終偈] (Ph 418a7-418b2)

rgyud 'di nyid kyi phyi rol rdo rje'i rigs kyi dum bu dang // 'gro 'dul dang //
don grub dang // mchog gi dang po'i sangs rgyas me tog pa bsdus pa phyed
dang lnga ma tshang bar 'jug ma rdzogs te //

dpa' bo khyod la gsol ba⁽³⁴⁾ 'debs // ⁽³⁵⁾

gdug pa mams ni 'dul⁽³⁶⁾ ba dang //

de bzhin sems can don bya ba'i⁽³⁷⁾ phyir //

tshul chen bskyed⁽³⁸⁾ par mdzad du gsol // [VŚ II の最終偈]⁽³⁹⁾

zhes gsol ba btab pa'i 'phro la las nas 'dug go / ⁽⁴⁰⁾

[3.2] [VŚ II のマンダラ] (Ph 418b2-4)

'di yan chad la dkyil 'khor brgyad bstan la // kham s gsum rnam rgyal gyi

gzungs dkyil la gnyis su phye na dgu dngos su gsungs shing gzhan dngos su
brtan pa med do // bod kyi bla ma mams kyis 'di la / rtsa rgyud kyi gzungs
dkyil la tso bo 'phro ba yod pa'i rigs pa bsgres nas // dkyil 'khor brgya dang
nyer dgur bshad do //

[3.3] [VŚ II の説処] (Ph 418b4-5)

rgyud 'di nyid gsungs pa'i gnas ni rang rgyud nyid las gsal bar ma gsungs
shing / bla ma mams rtsa rgyud dang 'dra bar lha gnas gsum du gsungs par
'dod do //

[3.4] [VŚ I の説処] (Ph 418b5)

bshad rgyud *rDo rje phreng ba'i 'grel bar* // ri rab kyi steng⁽⁴¹⁾
su gsungs par bshad do //

[3.5] [VŚ I の冒頭偈] (Ph 418b5-7)

gsungs tshul yang / bla ma mams

de nas rgyal po rDo rje 'chang //

kun mchog srid pa'i dbang phyug gis //

'khor lo can⁽⁴²⁾ ni brtags⁽⁴³⁾ byas nas //

rnal 'byor can ni mi gsungs⁽⁴⁴⁾ bzhugs // [VŚ I の冒頭偈]⁽⁴⁵⁾

zhes gsungs pas //

rtsa ba'i rgyud rdzogs par gsungs pa'i rjes su 'khor los bsgyur bcang mi gsungs
bar bzhugs pa la // sangs rgyas thams cad 'dus nas rgyud bshad par gsol ba
btab // de nas gsungs par bzhed do //

【3.6】『真実撰経』の四大品 (Ph 419a1-2)

rtsa ba'i rgyud de nyid bsdus pa dum bu dang po rdo rje dbyings kyi dkyil
'khor // dum bu gnyis pa khams gsum rnam rgyal // dum bu gsum pa 'gro 'dul
// dum bu bzhi pa don grub ste // dum bu bzhir gnas pa ni //

【3.7】『真実撰経』の説処 (Ph 419a2-4)

longs sku rnams snang chen po 'og min las mi g-yo bar rnam snang sprul skus
// ri rab⁽⁴⁶⁾ kyi rtse mor khang rtsegs rdo rje rin po chen la byas par byon nas
gsungs so // 'di la dkyil 'khor gnyis brgya bcu gsum yod do //

【3.8】経函 (Ph 419a4-5)

po ti 'di la rtsa ba'i rgyud de nyid bsdus pa dang // bshad pa'i rgyud rDo rje
rtse mo gnyis bzhugs pa yin no //

【3.9】写経の功德 (Ph 419a5-7)

'di 'bris dge bas 'gro ba rnams //
rnam snang chen pos rjes gzung ste //
ting 'dzin gsum gyis sbyor yis /
rdo rje 'dzin pa'i gnas thob shog /⁽⁴⁷⁾

【3.10】結語 (Ph 419a7)

mam gha la bha wa ntu // shu⁽⁴⁸⁾ bha m // dge'o // bkra shis // zhus dag /

和訳

【1】奥書

『金剛頂タントラ』、完。

インドの学者である偉大なる金剛阿闍梨カルマヴァジュラ (Karmavajra)
御前と、翻訳官である比丘ジョンヌ・ツルティム (gZhon nu tshul khirms)
によって翻訳され、校閲され、確定された。善 [あれ]。

【2】割注

これ以降 [の記述] を書写する必要はない。⁽⁴⁹⁾

【3】『経函末註 (107)』

【3.1】VŚ II の最終偈

このタントラ (VŚ II)⁽⁵⁰⁾ 自体のうち、「外金剛部の章」(金剛部)⁽⁵¹⁾ と、「衆生を調伏する [章]」(蓮華部) と、「利益を成就する [章]」(摩尼部) と、「最勝本初仏 [の章]」(如来部) は、華を集めたものが四個半では不揃いなように、「行為 [の章]」(羯磨部)⁽⁵²⁾ が不足しているので、

「勇者たる汝」(世尊)⁽⁵³⁾ にお願いいたします。

「邪悪なる者たちを調伏すること」と、

同様に、「衆生」と「利益」と「行為」のために⁽⁵⁴⁾、

大理趣を生じさせて下さいませ。【VŚ II の最終偈】

と [世尊に] 請願を發してから、[一切諸仏は]⁽⁵⁵⁾ 坐した。

【3.2】VŚ II のマンドラ

[世尊は] これ (VŚ II の最終偈) 以前に八輪 (dkyil 'khor brgyad, *aṣṭamaṇḍalaka)⁽⁵⁶⁾ を説示して、[その]「三界を調伏する陀羅尼 [の] マンドラ」(降三世大マンドラ)⁽⁵⁷⁾ において、二 [根交会]⁽⁵⁸⁾ を解釈した後、九つの悉地 [獲得法]⁽⁵⁹⁾ をお説きになったのであって、他の悉地 [の獲得法] を信じてはならない。チベットのラマたち⁽⁶⁰⁾ は、これ (降三世大マンドラ) に関して、根本タントラ (『真実撰経』)⁽⁶¹⁾ の陀羅尼を、マンドラに

おける中心〔の〕光を放つ部族の者（大毘盧遮那如来）⁽⁶²⁾に布置してから、129〔尊からなる〕マンダラを説いた。

【3.3】〔VŚ II の説処〕

このタントラ（VŚ II）自体をお説きになった場所を、〔世尊〕御自身は〔この〕タントラ（VŚ II）自体において明瞭にはお説きになっていないので、〔チベットの〕⁽⁶³⁾ラマたちは、根本タントラ（『真実撰経』）と同様に、三天界（色究竟天）⁽⁶⁴⁾において〔世尊が〕お説きになったと認識している。

【3.4】〔VŚ I の説処〕

釈タントラである『金剛鬘積』⁽⁶⁵⁾では、〔VŚ I は〕須弥山の頂上〔の楼閣〕（法界宮殿）⁽⁶⁶⁾において〔世尊が〕お説きになったと説かれている。

【3.5】〔VŚ I の冒頭偈〕

〔世尊が VŚ I を〕お説きになった仕方をまた、〔チベットの〕⁽⁶⁷⁾ラマたちは、

その時、勝者たる持金剛、
〔すなわち〕すべてに優れたる有の自在者にして、
輪を持つ者（'khor lo can, *cakrin, 転輪聖王）⁽⁶⁸⁾は、観想してから、
瑜伽を伴い、黙して住していた。【VŚ I の冒頭偈】

と〔VŚ I に〕説かれているので〔次のように解釈している〕。

根本タントラ（『真実撰経』）を完全にお説きになった後で、輪によって〔支配下に〕入れる者（'khor los bsgyur bcang, *cakravartin, 転輪聖王）は、黙して住していた。〔そこに〕一切諸仏が参集してから、〔世尊に〕タントラ（VŚ I）⁽⁶⁹⁾を説くことを請願（VŚ II の最終偈）⁽⁷⁰⁾した。その後、〔世尊は VŚ I を〕お説きになることを許諾された。

【3.6】〔『真実撰経』の四大品〕

根本タントラ（『真実撰経』）自体を整理すると、第一章が「金剛界マンダラ」⁽⁷¹⁾（金剛界品）、第二章が「三界〔主〕に勝利する〔マンダラ〕」（降三世品）、第三章が「衆生を調伏する〔マンダラ〕」（遍調伏品）、第四章が「利益を成就する〔マンダラ〕」（一切義成就品）であって、〔このように〕四つの章（四大品）が存在する。

【3.7】〔『真実撰経』の説処〕

受用身の毘盧遮那〔如来〕は色究竟天から動けないので、毘盧遮那〔如来〕は変化身によって⁽⁷²⁾、須弥山の頂上に金剛石と宝石〔がちりばめられた〕楼閣（金剛摩尼宝峯楼閣）⁽⁷³⁾を造って、〔そこに〕移動してから〔『真実撰経』を〕⁽⁷⁴⁾お説きになった。この〔『真実撰経』〕には、213〔尊からなる〕マンダラが存在する。

【3.8】〔経函〕

この経函には、根本タントラ（『真実撰経』）自体が収録されると共に、〔その〕釈タントラである二つの『金剛頂』（VŚ II、VŚ I）⁽⁷⁵⁾が収録されている。

【3.9】〔写経の功德〕

この〔経函〕⁽⁷⁶⁾を写経することによる善によって、諸々の衆生を大毘盧遮那〔如来〕が撰受して、三三摩地によって瑜伽することで、〔この経函を写経する者が〕⁽⁷⁷⁾持金剛の地位を得られますように。

【3.10】〔結語〕

幸福が生じますように（maṅgala-bhavantu）。幸（śubham）⁽⁷⁸⁾〔あれ〕。善〔あれ〕。吉祥〔あれ〕。諸々の請問〔が終わった〕。

3. 経函末部に付された「註釈文」の内容検討

プダク写本の経函 (vol. 107) には、『真実撰経』と『金剛頂タントラ』のみが収録されている。『経函末註 (107)』でも、校訂テキストおよび和訳で示したように、これらの經典に対してのみ註釈が行われている。この経函の末部は、次のような要素から構成されている。

- [1] [奥書]
- [2] [割注]
- [3] [『経函末註 (107)』]
 - [3.1] [VŚ II の最終偈]
 - [3.2] [VŚ II のマンガラ]
 - [3.3] [VŚ II の説処]
 - [3.4] [VŚ I の説処]
 - [3.5] [VŚ I の冒頭偈]
 - [3.6] [『真実撰経』の四大品]
 - [3.7] [『真実撰経』の説処]
 - [3.8] [経函]
 - [3.9] [写経の功德]
 - [3.10] [結語]

さて、『経函末註 (107)』には、作成された地域、作者、年代について、直接的には言及されていない。しかし、その記述から、それらを類推することは可能である。まず地域に関しては、記述 [3.2] で「チベットのラマたち (bod kyi bla ma rnams)」の説に言及していることから、チベットにおいて作成されたと推定できる。なお、作者についても言及されていないが、同様の根拠から、チベット人の僧侶であると推測できる。

また、年代に関しては、プダク写本の筆記者が参照した「詳細不明のチ

ベット語訳」⁽⁷⁹⁾の段階で、『経函末註 (107)』が既に存在した蓋然性が高い。そのため、プダク写本の編纂された年代 (18 世紀初頭) は、その下限を示すにすぎない。他方、上限に関しては、『真実撰経』がチベット語訳されたのが 11 世紀初頭⁽⁸⁰⁾であることから、この經典に言及する『経函末註 (107)』は、少なくともそれ以降に作成されたと判断できる。

なお、プダク写本の他の経函 (vol. 109) における『経函末註 (109)』⁽⁸¹⁾を確認したところ、「『金剛場莊嚴タントラ』⁽⁸²⁾は、法主であるサキヤパンディタによって翻訳された (*rDo rje snying po rgyan gyi rgyud ni / chos rje Sa skya paṅṭi tas bsgyur ba*)」⁽⁸³⁾と記されている。仮に、『経函末註 (107)』と『経函末註 (109)』が同一の作者によるものであれば、サキヤパンディタ (Sa skya Paṅṭita Kun dga' rgyal mtshan, 1182-1251) に言及していることから、『経函末註 (107)』が作成された上限を、13 世紀中葉以降に設定することができる。この問題に関しては、今後の研究課題としたい。

さて、『経函末註 (107)』の記述 [3.8] に従えば、当該の経函には「根本タントラ (『真実撰経』)」と、その釈タントラである「二つの『金剛頂』」が収録されている。『経函末註 (107)』の内容から判断して、ここでの「二つの『金剛頂』」とは、VŚ I と VŚ II のことを指しているが、ここで問題となるのは両者の順序である。

『経函末註 (107)』では、VŚ II の解説 (記述 [3.1]、[3.2]、[3.3]) を行った後に、VŚ I の解説 (記述 [3.4]、[3.5]) を行っている。さらに、記述 [3.5] は、「『真実撰経』、VŚ II、VŚ I」という順序を想定している。これらのことから、『経函末註 (107)』の作者が依拠した経函には、プダク写本の経函とは異なり、「『真実撰経』、VŚ II、VŚ I」という順序で經典が収録されていたと推定できる。先述した『十八会指帰』の順序は、この「『真実撰経』 (初会)、VŚ II (第二会)、VŚ I (第三会)」という順序と一致する。

筆者は、このことを根拠として、『経函末註 (107)』の作者が言及する「二つの『金剛頂』」(VŚ II、VŚ I) は、「現行の形態」の『金剛頂タントラ』とは異なる、「古い形態」のものであると推測している。また、この「二

つの『金剛頂』という記述は、桜井による VS I と VS II が元々は成立基盤を異にする独立した文献であったという主張を裏付ける根拠となり得る。

続いて、『金剛頂タントラ』に関する未解決問題のうち、『経函末註(107)』によって新たに判明した事項について説明を行う。先述したように、筆者は、第二会における〔経題〕、〔説処〕、〔特徴1〕と、第三会における〔経題〕、〔説処〕に対して、先行研究とは異なる見解を有している。

第一に、第二会と第三会における〔経題〕に関して検討を行う。筆者は、記述【3.8】では VS II と VS I が「二つの『金剛頂』」と呼称されていることを根拠として、VS II の〔経題〕は『一切如来秘密王経』であり、VS I の〔経題〕は『一切儀軌集大タントラ王』であるが、両者ともに『金剛頂』という別称が用いられる場合もあったと判断している。

第二に、第二会と第三会における〔説処〕に関して検討を行う。まず、記述【3.3】と記述【3.4】によって、VS II の〔説処〕は「三天界」であり、VS I の〔説処〕は「須弥山の頂上」であることが判明した。このうち、VS II における「三天界」に関しては、記述【3.7】を根拠として、「色究竟天」の別称であると判断できる。この考えが妥当であるならば、VS II の〔説処〕は、第二会の記述（色究竟天）と一致する。他方、VS I における「須弥山の頂上」に関しては、記述【3.7】を根拠として、山頂に建てられた「楼閣」のことを意図していると推定できる。また、その「楼閣」は、記述【3.4】に従えば、『真実撰経』における「楼閣」とは異なるものであると推定できるため、『十八会指帰』に説かれた第三会の記述を根拠として、「法界宮殿」のことであると判断した。

第三に、第二会における〔特徴1〕に関して検討を行う。まず、記述【3.1】によって、VS II を構成する四つの章が、「最勝本初仏〔の章〕」、「外金剛部の章」、「衆生を調伏する〔章〕」、「利益を成就する〔章〕」と呼称されていたことが判明した。筆者は、記述【3.6】に記された『真実撰経』の四大品の名称を根拠として、『経函末註(107)』においては、VS II を構成

する四つの章が、『真実撰経』の四大品と関連付けられていると判断した。この考えが妥当であるならば、第二会に記された「四大品」とは、VS II を構成する四つの章のことであると推定できる。

ただし、VS II の第一章および第二章が『真実撰経』の第一章（金剛界品）と対応し、VS II の第三章および第四章が『真実撰経』の第二章（降三世品）と対応することは疑い得ないが、VS II には『真実撰経』の第三章（遍調伏品）および第四章（一切義成就品）との対応箇所が存在しない。このことから、中国およびチベットには、VS II を構成する四つの章と『真実撰経』の四大品を同一視する解釈が伝播していたと推定できるが、それはあくまでも理念的なものであり、必ずしも実際の内容を反映してはいないと判断できる。

おわりに

本稿では、従来未発見であった『金剛頂タントラ』に対する「註釈文」が、ブダク写本の経函末部に存在することを指摘した上で、その記述に基づいて、『金剛頂タントラ』に関する未解決問題について解明を試みた。

その結果、「註釈文」の作者が依拠した経函においては、現行の『金剛頂タントラ』の前半部（VS I）と後半部（VS II）が逆転して収録されていることが判明した。この「註釈文」における順序は、『十八会指帰』における第二会（VS II）、第三会（VS I）という順序と一致する。さらに、『金剛頂タントラ』の〔説処〕などに関しても、「註釈文」に記されたチベットにおける伝承が、『十八会指帰』の記述と一致することが判明した。

これらのことから、チベットには、「現行の形態」の『金剛頂タントラ』以外にも、『十八会指帰』と対応する「古い形態」のものが存在したと推定できる。また、「註釈文」における「二つの『金剛頂』」という記述から、その「古い形態」の『金剛頂タントラ』とは、二つの独立した文献（VS II と VS I）の総称であると判断できる。

なお、チベットにおける「古い形態」と「現行の形態」の関係性については、インドからそれら二つの形態が伝播した可能性と、チベットにおいて「古い形態」の二つの文献 (VŚ II と VŚ I) が何らかの要因により統合されて「現行の形態」になったという可能性が想定できる。この問題については、今後の課題としたい。

略号表

C	チョネ版チベット大蔵経
D	デルゲ版チベット大蔵経
H	ラサ版チベット大蔵経
J	ジャンサタム/リタン版チベット大蔵経
L	ロンドン/シェルカル写本チベット大蔵経
N	ナルタン版チベット大蔵経
P	北京版チベット大蔵経
Ph	プダク写本チベット大蔵経
S	トクパレス写本チベット大蔵経
U	ウルガ版チベット大蔵経
VŚ I	「現行の形態」の『金剛頂タントラ』前半部
VŚ II	「現行の形態」の『金剛頂タントラ』後半部
Y	永楽版チベット大蔵経

一次文献

『経函末註 (107)』

[Tib.] Ph vol. 107, rGyud sde, ta 418a7-419a7.

『経函末註 (109)』

[Tib.] Ph vol. 109, rGyud sde, da 278a3-278b6.

『金剛頂タントラ』 (*Vajrasikharamahāguhyayogatantra)

[Tib.] C (115) nya 168b6-314a4, D (480) nya 142b1-274a5, H (448) cha 320a1-520a5, L (346) ja 1b1-154a1, N (434) nya 1b1-207a5, P (113) nya 162b2-301b8, Ph (473) ta 225b1-418a7, S (439) ja 1b1-178a5, U (479) nya 142b1-274a6.

『金剛頂経瑜伽十八会指帰』

[Chi.] 大正 (869) 不空.

『真実撰経』 (Sarvatathāgatattvasaṃgraha)

[Skt.] 堀内 [1974]、[1983].

[Tib.] D (479) nya 1b1-142a7, P (112) nya 1b1-162b8.

[Chi.] 大正 (865) 不空, 大正 (882) 施護.

二次文献

Dreitlein, Thomas Eijō

[2016a] "An Annotated Translation of Kūkai's *Kongōchōgyō kaidai*." 『高野山大学密教文化研究所紀要』 29: 186 (1)-136 (51).[2016b] "An Annotated Translation of Kūkai's *Kyōōkyō kaidai*." 『高野山大学論叢』 51: 1-30.

Eimer, Helmut

[1993] *Location List for the Texts in the Microfiche Edition of the Phug brag Kanjur: Compiled from the Microfiche Edition and Jampa Samten's Descriptive Catalogue*. Bibliographia Philologica Buddhica, Series Maior V. Tokyo: The International Institute for Buddhist Studies.

Giebel, Rolf W.

[1995] "The *Chin-kang-ting ching yü-ch'ieh shih-pa-hui chih-kuei*: An Annotated Translation." 『成田山仏教研究所紀要』 18: 107-201.

乾仁志

[1997] 『『金剛頂タントラ』所説のマンダラについて (I)』 『高野山大学論叢』 32: 1-30.

[2004] 『金剛頂経』 乾仁志他校註 『新国訳大蔵経 12 密教部 4』 大蔵出版, 9-102.

遠藤祐純

[1995] 『瑜伽タントラについて——『総タントラ部解説』を中心に (3) ——』 『大正大学研究紀要』 80: 260 (1)-240 (21).

奥山直司

[2004] 『十八会指帰』 乾仁志他校註 『新国訳大蔵経 12 密教部 4』 大蔵出版, 135-151.

北村太道・タントラ仏教研究会

[2012] 『全訳 金剛頂大秘密瑜伽タントラ』, 『金剛頂経』 系密教原典研究叢刊 1, 起心書房.

桜井宗信

[1986] 『Vajrasekharatantra の一考察』 『智山学報』 35: 37-49.

酒井眞典

[1985] 『金剛頂経の第三会』 『酒井眞典著作集 3 金剛頂経研究』 法蔵館, 122-173.

(初出: 酒井紫朗 [1939] 『金剛頂経の第三會に就いて』 『密教研究』 71: 117-147)

佐藤直実

[2008]『藏漢訳『阿闍伽国経』研究』山喜房佛書林。

田中公明

[2010]『インドにおける曼荼羅の成立と発展』春秋社。

徳重弘志

[2013]『『理趣広経』「弟子引入廣大儀軌のタントラ」における灌頂——和訳および校訂テキスト——』『高野山大学大学院紀要』13: 11-29。

[2014]『『理趣広経』「極喜金剛秘密の供養の廣大儀軌」における灌頂——和訳および校訂テキスト——』『高野山大学密教文化研究所紀要』27: 140 (121)-122 (139)。

[2015a]『『理趣広経』のブダク写本と『吉祥最勝本初広釈』との関連性について』『印度学仏教学研究』63 (2): 994 (101)-990 (105)。

[2015b]『『理趣広経』「真言分」のブダク写本について——資料編——』『高野山大学密教文化研究所紀要』28: 62 (147)-44 (165)。

堀内寛仁

[1974]『初会金剛頂経の研究 梵本校訂篇 (下)』密教文化研究所。

[1983]『初会金剛頂経の研究 梵本校訂篇 (上)』密教文化研究所。

渡辺章悟

[1995]『チベット大蔵経カンギュル (経部) の伝統と『理趣経』の校訂』『大般若と理趣分のすべて』北辰堂, (1)-(12)。

〔付記〕『金剛頂タントラ』の研究を進める際に、岡田英作氏 (京都大学非常勤講師、高野山大学密教文化研究所受託研究員) のご厚意により、複数のチベット語訳の版本・写本を複写して頂いた。この場にて、岡田氏に厚く御礼申し上げたい。

注

(1) 経題に関して、北村・タントラ仏教研究会 [2012: 38 (註1)] は、デルゲ版と北京版においては *Vajrasikhara*-と音写されていることを踏まえた上で、サンスクリット文献に『金剛頂タントラ』が引用される場合には、*Vajrasekhara*-と称されていることを根拠として、*Vajrasekharamahāguhyayogatantra* という表記を採用している。これに対して、筆者が『金剛頂タントラ』の9種類の版本・写本 (C, D, H, L, N, P, Ph, S, U) を確認したところ、チベット語訳においては *Vajrasikhara*-という表記しか用いられていないことが判明した (C 168b6, D 142b1, H 320a1, L 1b1-2, N 1b1, P 162b2, Ph 225b1, S 1b1, U 142b1)。また、筆者は、ジャンサタム／リタン版と永楽版については版本を直接確認することができなかったが、中国藏学研究中心編纂『中華大蔵経』(甘珠爾) 第84巻に収録された『金剛頂タントラ』

ラ』のテキストに従えば、両者にも異読は存在しない。そのため、本稿ではチベット語訳の記述に従い、*Vajrasikharamahāguhyayogatantra* という表記を採用した。

(2) 桜井 [1986: 42-45] を参照。

(3) 筆者が『金剛頂タントラ』の版本・写本を確認したところ、*Karmavajra* (C D H P Ph U) と *Karmavajri* (L N S Y) という読みが存在するが、本稿では前者の読みを採用した。

(4) 桜井 [1986: 37] を参照。

(5) 『十八会指帰』に関しては、全体の和訳 (奥山 [2004]) と英訳 (Giebel [1995]) が刊行されている。また周知のように、空海 (774-835) の著作である『金剛頂経開題』と『教王経開題』には、『十八会指帰』に基づく十八会について言及されているが、両著作の英訳である Dreitlein [2016a]、[2016b] が最近になって刊行された。

(6) ブダク写本とは、1700年頃に編纂された独立系統の写本である。ブダク写本の概要については、佐藤 [2008: 76-78] を参照。なお、ブダク写本は、ツェルパ系統やテンパンマ系統とは原本が異なっていた可能性が従来より指摘されているが、その具体例としては『理趣広経』(D nos. 487-488, P nos. 119-120) が挙げられる。『理趣広経』は、段階的に成立した三編が統合された経典であり、ブダク写本以外の系統では、リンチェンサンポ (Rin chen bzang po, 958-1055) が翻訳した第一編と、その没後にラツェンポ・シワウー (lHa btsan po Shi ba 'od, 11世紀頃) が新たな原典を用いて再翻訳した第二・三編とが統合されている。これに対して、ブダク写本では、リンチェンサンポが翻訳した第一・二編と、ラツェンポ・シワウーが翻訳した第三編とが統合されている。『理趣広経』のブダク写本に関する詳細については、拙稿 [2013]、[2014]、[2015a]、[2015b] を参照されたい。

(7) Eimer [1993: 43] では、当該の経函 (vol. 107) における『金剛頂タントラ』の位置が、Ph ta 223b1-416a7 (# 906 38D-70E) と記されている。しかし、筆者が確認したところ、『金剛頂タントラ』の位置は、Ph ta 225b1-418a7 (# 906 38D-70D) である。また、Eimer [1993] では指摘されていないが、その直後に『経函末註 (107)』が存在しており、その位置は、Ph ta 418a7-419a7 (# 906 70D-E) である。

(8) 筆者は、『金剛頂タントラ』の9種類の版本・写本 (C, D, H, L, N, P, Ph, S, U) を確認したが、奥書後に『経函末註 (107)』が収録されているのは、ブダク写本のみであった。なお、ウルガ版の奥書後には、ブダク写本とは異なる追加文 (U 274a6-275a5) が存在する。ただし、デルゲ版 (1733年) には存在しない記述が、その覆刻であるウルガ版 (1911年) にのみ存在するということは、ウルガ版が編纂された際に新たに追記されたものと推定できる。なお、内容から判断して、ウルガ版における追加文は、『金剛頂タントラ』とは関連していない。また、ジャ

ンサタム／リタン版と永楽版についても、『中華大藏經』（甘珠爾）に収録された『金剛頂タントラ』のテキストに従えば、奥書後に追加文は存在しない。

(9) 大正 no. 869, 18: 286a26-29:

次説第二會。名一切如來祕密王瑜伽。於色究竟天説。具四大品。廣説微細實相理。及廣説降摩醯首羅。摩醯首羅天。以偈與金剛菩薩酬答。

(10) 大正 no. 869, 18: 286b1-8:

次説第三會。名一切教集瑜伽。於法界宮殿説。一切如來異口同音。問金剛薩埵菩薩。一百八問。金剛薩埵菩薩一一答。此經中説大曼茶羅五部。一一部中五曼茶羅。各具三十七都成一曼茶羅。一一尊各各説四印。所謂大印。三昧耶印。法印。羯磨印。各説成就法。此經中説一百二十五種護摩爐。一一爐所求各異。

(11) VS II における章名の位置は、以下のとおりである。

第一章 (D 216a4-5, P 243a2-3)、第二章 (D 236a6-7, P 263b2-3)、第三章 (D 262a6-7, P 289b1-2)、第四章 (D 273a7-b1, P 301a4-5)。

(12) 酒井 [1985: 126-127] を参照。

(13) 桜井 [1986: 39] を参照。

(14) 酒井 [1985: 134] を参照。

(15) 桜井 [1986: 39] を参照。

(16) 酒井 [1985: 132-133] を参照。

(17) 桜井 [1986: 40] を参照。

(18) D 193b1, P 218b3.

(19) 酒井 [1985: 126] および桜井 [1986: 38-39] を参照。

(20) [特徴 2] に関しては、「五部具会マンダラ」のことであると指摘されている。

このマンダラに関しては、乾 [1997] を参照。

(21) 酒井 [1985: 127-131] を参照。

(22) 桜井 [1986: 39-40] を参照。

(23) 本稿の校訂テキストには、11 種類の版本・写本 (C, D, H, J, L, N, P, Ph, S, U, Y)

を用いた。なお、デルゲ版の刊本には数種あるが、本稿では原則として、*The Tibetan Tripitaka: Taipei Edition* (Taipei: SMC Publishing Inc., 1991) を用いた。また、ジャンサタム／リタン版と永楽版については版本を直接確認することができなかったため、中国藏学研究中心編纂『中華大藏經』（甘珠爾）第 84 巻に収録された『金剛頂タントラ』の該当箇所 (pp. 433, 740) に対する註記 (pp. 740, 795) から、それら二つの版本の読みを引用した。なお、『中華大藏經』（甘珠爾）では、デルゲ版とは異なる読みだけを註記するという編集方針が採られているため、本稿では同書に明示されている読みだけを後註に示した。また、本稿で用いた版本・写本の概要や年代に関しては、佐藤 [2008: 76-84] および渡辺 [1995: (1)-(12)] を参照。

(24) rdo rje rtse mo zhes bya ba'i rgyud // rdzogs s-ho] Ph : gsang ba rnal 'byor chen

po'i rgyud rdo rje rtse mo zhes bya ba rdzogs so C D H L N P S U.

(25) badzra yi] Ph : badzra'i C D H P U ; badzri L N ; badzri'i S ; badzri 'i Y.

(26) snga] C D H L N P S U : Inga Ph.

(27) lo tsha] Ph : lo tshtsha C ; lotstsha D H ; lo tsstsha L P U ; lotsa N ; lo tsa S.

(28) nu] C D N P Ph S U : du L.

(29) kyis bsgyur] C D H Ph S U : kyis sgyur L N P Y.

(30) te gtan la phab] Ph : om. C D H L N P S U.

(31) dge'o] Ph : bam po bcu gnyis pa C D H P U ; bam po bcu gnyis pa'o L N S.

(32) mi] em. : med Ph.

(33) //] em. : om. Ph.

(34) ba] D H L N P Ph₁₂ S U : bar C J.

(35) //] C D H L N P Ph₂ S U : / Ph₁.

(36) 'dul] Ph₁₂ : gdul C D H L N P S U.

(37) bya ba'i] Ph₁ : bya'i C D H L N P Ph₂ S U.

(38) bskyed] C D H L N Ph₁₂ S U : skyed P Y.

(39) C 314a2, D 274a3-4, H 520a2-3, L 153b7-8, N 207a3-4, P 301b7, Ph 418a5-6, S 178a3-4, U 274a3-4, 『中華大藏經』（甘珠爾）: 740.

(40) /] em. : // Ph.

(41) steng] em. : stengs Ph.

(42) can] Ph₁ : de C D H L N P Ph₂ S U.

(43) brtags] C D H L N P Ph₁₂ S : brdags J.

(44) gsungs] C Ph₁ : gsung D H L N P Ph₂ S U.

(45) C 168b7-8, D 142b2, H 320a3-4, L 2a4-b2, N 1b4-2a2, P 162b3, Ph 225b2-3, S 2a1-2, U 142b2, 『中華大藏經』（甘珠爾）: 433.

(46) skus // ri rab] em. : skus ri // rab Ph.

(47) /] em. : // Ph.

(48) shu] em. : shud Ph.

(49) 当該の割注は、ウメー字体で記述されている。この割注により、奥書と『経函末註 (107)』とが区切られている。その内容から判断して、割注の筆者は、『経函末註 (107)』を『金剛頂タントラ』の一部とは見なしていない。

(50) ここでの「タントラ」に関しては、直後に「VS II の最終偈」が説かれることなどを根拠として、「VS II」のことであると判断できる。

(51) 『経函末註 (107)』では、当該の VS II の四つの章が、『真実撰経』の四つの章（四大品）と関連付けられている。具体的には、VS II の章のうち、「外金剛部の章」（第二章）が降三世品と、「衆生を調伏する〔章〕」（第三章）が遍調伏品と、「利益を成就する〔章〕」（第四章）が一切義成就品と、「最勝本初仏〔の章〕」（第一章）

- が金剛界品と、それぞれ対応している。さらに、文脈から判断して、『真実撰経』の四大品が四部（如来部、金剛部、蓮華部、摩尼部）と対応することから、『経函末註（107）』の作者は、VŚ II の四つの章も四部と対応させていると推定できる。
- (52) 「行為〔の章〕（'jug）」に関しては、直前の「華を集めたものが四個半では不揃いなように」という比喩的な記述が、「本来は五つであるべきものが一部欠けている」ということを意図しているため、五個一組であるものの一部と推定できる。先述したように、『経函末註（107）』では、VŚ II の四つの章を四部（如来部、金剛部、蓮華部、摩尼部）と対応させていると判断することができる。この考えが妥当であるならば、「行為〔の章〕」とは、五部のうちの「羯磨部」のことであると判断できる。さらに、文脈から判断して、「行為〔の章〕」とは「VŚ I」のことであると推定できる。
- (53) 文脈から判断して、『経函末註（107）』の作者は、「勇者たる汝」、「邪悪なる者たちを調伏すること」、「衆生」、「利益」、「行為」を、五部（如来部、金剛部、蓮華部、摩尼部、羯磨部）と対応させていると判断できる。
- (54) 『経函末註（107）』では“*bya ba'i phyir*”という読みであるが、『金剛頂タントラ』自体ではすべての版本・写本が“*bya'i phyir*”という読みである。これについては、ブダク写本が書写された際の単なる誤記という可能性の他にも、『経函末註（107）』の作者が依拠した『金剛頂タントラ』にはそのように記されていたという可能性や、五部と対応させるために意図的に記述を改変したという可能性も想定することができる。
- (55) 記述【3.5】を根拠として、語句を補った。
- (56) 「八輪（*dkyil 'khor brgyad*, **aṣṭamaṇḍalaka*）」とは、「三界を調伏する陀羅尼〔の〕マンダラ」の形状のことである。このマンダラは、『経函末註（107）』における解説の内容を根拠として、VŚ II の第三章に説かれる「降三世大マンダラ」（D 257b2-259a3, P 284b3-286a3）のことであると判断できる。この「降三世大マンダラ」の記述を根拠として、ここでの「八輪」とは、「九格子（**navakoṣṭha*）」のことであると推定できる。なお、「八輪」や「九格子」に関しては、田中 [2010: 73-76] を参照。
- (57) 「三界を調伏する陀羅尼〔の〕マンダラ」とは、先述したように、「降三世大マンダラ」のことであると判断できる。なお、該当箇所の和訳については、北村・タントラ仏教研究会 [2012: 334-337（第 517-555 偈）] を参照。
- (58) VŚ II では「降三世大マンダラ」の後に「二根交会」（D 261a3-b1, P 288a4-b3）が説かれているので、そのことを根拠として語句を補った。なお、該当箇所の和訳については、北村・タントラ仏教研究会 [2012: 342-343（第 602-610 偈）] を参照。
- (59) 「九つの悉地〔獲得法〕」とは、「降三世大マンダラ」の後の「降三世大マン

- ダラ諸尊の観想」および「勸発と得益」に記されている「悉地の獲得法」（D 261b1-262a6, P 288b3-289b1）のことであると推測できる。なお、該当箇所では「九種類の悉地」ではなく、「九種類の悉地獲得法」が説かれているので、そのことを根拠として語句を補った。また、該当箇所の和訳については、北村・タントラ仏教研究会 [2012: 343-346（第 611-631 偈）] を参照。
- (60) このように「チベットのラマたち」の説に言及していることから、『経函末註（107）』の作者はチベット人であると推測できる。ただし、『経函末註（107）』には、その作者について言及されていない。この問題を解明するためには、ブダク写本に存在する他の『経函末註』に対する総合的な調査を行う必要が存在する。
- (61) 「根本タントラ」とは、記述【3.6】と記述【3.7】を根拠として、『真実撰経』のことであると判断できる。
- (62) 「光を放つ部族の者」とは、「降三世大マンダラ」の中尊である「大毘盧遮那如来」（D 257b4-7, P 284b4-8）のことであると判断できる。なお、該当箇所の和訳については、北村・タントラ仏教研究会 [2012: 334（第 520-524 偈）] を参照。
- (63) 記述【3.2】を根拠として、語句を補った。
- (64) 「三天界（*lha gnas gsum*）」に関しては、直前の「根本タントラ（『真実撰経』）と同様に」という記述と、記述【3.7】を根拠として、ここでは「色究竟天」のことを指しているとは判断できる。
- (65) プトゥン（*Bu ston Rin chen grub*, 1290-1364）が著した『総タントラ部解説』（東北蔵外 no. 5169）には、瑜伽タントラ階梯の「釈タントラ」として、『金剛鬘積』（*rDo rje phreng ba'i 'grel ba*）が挙げられている。『金剛鬘積』に関して、遠藤 [1995: 240（註 51）] は不詳としている。なお、管見のおよぶ限りでは、“*rDo rje phreng ba*”という語句を題名に含む現存する経典は、『秘密集会タントラ』（*Guhyaśamājantra*）の釈タントラである『金剛鬘』（D no. 445, P no. 82）のみであり、その註釈書（D no. 1795, P no. 2660）も現存している。ただし、『金剛頂タントラ』の内容理解に『金剛鬘』の註釈書を用いるとは考え難いので、『経函末註（107）』における『金剛鬘積』とは、瑜伽タントラ階梯の現存しない「釈タントラ」のことだと判断できる。
- (66) 記述【3.7】には、『真実撰経』の説処に関連して、「須弥山の頂上に金剛石と宝石〔がちりばめられた〕楼閣（金剛摩尼宝峯楼閣）を造って」という一文が見られる。このことから、記述【3.4】における「須弥山の頂上」という一文は、その上に建てられた「楼閣」のことを意図していると推定できる。さて、記述【3.3】では、VŚ II の説処に関して、「根本タントラ（『真実撰経』）と同様に」と註釈されていた。これに対して、記述【3.4】では、VŚ I の説処に関して、釈タントラである『金剛鬘積』と同様であると註釈されている。このことから、VŚ I における「楼閣」は、『真実撰経』における「楼閣」（金剛摩尼宝峯楼閣）とは異なる

- ものであると推定できる。そのため、『十八会指帰』に説かれた第三会の記述を根拠として、当該の VS I における「樓閣」とは、「法界宮殿」のことであると判断した。
- (67) 記述【3.2】を根拠として、語句を補った。
- (68) 『経函末註(107)』では“khor lo can (輪を持つ者)”という読みであるが、『金剛頂タントラ』自体ではすべての版本・写本が“khor lo de (その輪)”という読みである。これについては、『経函末註(107)』の作者が依拠した『金剛頂タントラ』にはそのように記されていたという可能性や、『経函末註(107)』の作者が意図的に記述を改変したという可能性を想定することができる。なお、『経函末註(107)』では、この偈頌の解釈の際に、“khor los bsgyur bcang (輪によって〔支配下に〕入れる者)”という語句が用いられているので、ブダク写本が書写された際の単なる誤記という可能性は想定し難い。
- (69) ここでの「タントラ」に関しては、直前に「VS I の冒頭偈」が説かれることなどを根拠として、「VS I」のことであると判断できる。
- (70) 「請願」に関しては、記述【3.1】を根拠として、「VS II の最終偈」のことであると判断できる。
- (71) 「金剛界マングラ」(堀内 [1983: 215 (§ 318)])、「三界〔主〕に勝利する〔マングラ〕」(堀内 [1983: 421 (§ 989)])、「衆生を調伏する〔マングラ〕」(堀内 [1974: 43 (§ 1612)])、「利益を成就する〔マングラ〕」(堀内 [1974: 159 (§ 1961)])とは、正確には『真実撰経』における四大品のマングラの名称であるが、四大品の通称としても用いられている。
- (72) 『経函末註(107)』では“skus ri // rab”という読みであるが、“skus // ri rab”の誤記であると判断できる。これについては、ブダク写本の筆記者が、『経函末註(107)』を含む「詳細不明のチベット語訳」を複写する際に、シェー (shad) の位置を誤ったと推測することができる。
- (73) 『真実撰経』[Sk.] 堀内 [1983: 30 (§ 32)] , [Tib.] D 5a3, P 5a7, [Chi.] 大正(865) 208b2-3, 大正(882) 342b21-22.
[Sk.] yena sumerugirimurdhā yena ca vajramāniratnaśikharakūṭāgāras tenopasamkrāntāḥ /
[Tib.] ri rab kyi rtse mo gang na ba dang / khang bu brtsegs pa rtse mo rdo rje nor bu dang rin po che las byas pa gang na ba der gshegs te [/]
- (74) 直前に記述【3.6】が説かれることなどを根拠として、語句を補った。
- (75) 「二つの『金剛頂』」とは、文脈から判断して、「VS II と VS I」のことであると推定できる。
- (76) 直前に記述【3.8】が説かれることを根拠として、語句を補った。
- (77) 前後の文脈を根拠として、語句を補った。
- (78) 『経函末註(107)』には“shud bha m”と記されているが、“shu bha m”の誤

記と判断した上で、「幸 (subham)」と訳した。なお、“shud dha m”の誤記と見なして、「清浄 (suddham)」と訳すことも可能かもしれないが、前後の記述にはそぐわない。

- (79) 記述【3.8】に従えば、『経函末註(107)』が依拠した経函には、根本タントラ(『真実撰経』)と、二つの『金剛頂』(VS II, VS I)とが収録されている。『経函末註(107)』が依拠した経函と、ブダク写本の経函(『真実撰経』, VS I, VS II)とでは、収録された経典自体は一致するが、『金剛頂タントラ』の順序が一致しない。そのため、『経函末註(107)』の作者が依拠した「詳細不明のチベット語訳」が存在し、後代にそれを参照してブダク写本が編纂される際に、収録経典の順序が入れ替えられたと推測できる。また、ブダク写本の他の経函(vol. 109)における『経函末註(109)』を確認したところ、『百五十頌般若経』(D no. 489, P no. 121)、『金剛場莊嚴タントラ』(D no. 490, P no. 123)、『二十五門般若』(D no. 491, P no. 124)などについて言及されているが、これらのうち『金剛場莊嚴タントラ』と『二十五門般若』は、Eimer [1993] に従えばブダク写本には未収録である。このことも、ブダク写本に先行する「詳細不明のチベット語訳」が存在した証拠として挙げることができる。
- (80) 乾 [2004: 11] を参照。
- (81) Eimer [1993: 44-45] では指摘されていないが、当該の経函の末部に『経函末註(109)』が存在しており、その位置は、Ph vol. 109, da 278a3-278b6 (# 908 47C) となっている。
- (82) 管見のおよぶ限りでは、“rDo rje snying po rgyan gyi rgyud”という語句を題名に含む経典としては、『金剛心髓莊嚴タントラ』(D no. 451, P no. 86)と、『金剛場莊嚴タントラ』(D no. 490, P no. 123)とが挙げられる。ここでは、前後の記述を根拠として、『金剛場莊嚴タントラ』のことを指していると判断した。
- (83) Ph vol. 109: 278a6-7.

〈キーワード〉『金剛頂タントラ』、『十八会指帰』、『経函末註』、ブダク写本